

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における建設工事、測量・建設コンサルタント業務等、物品等の供給および役務の提供（以下「工事等」という。）に係る入札および契約における手続きについて、その透明性、公平性および競争性を確保するため、多賀町入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本町が発注した工事等に係る入札および契約手続の運用状況等についての報告を受け、改善すべき事項があるときは、町長に意見を具申すること。
- (2) 委員会が抽出した工事等の発注内容について審議を行い、町長にその結果を報告するとともに、改善すべき事項があるときは、意見を具申すること。
- (3) 工事等に係る入札および契約手続に対する再苦情（当初の苦情に対する回答を不服とする者が再度申し立てた苦情をいう。）の審議を行い、町長にその結果を報告すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札および契約に関し、町長が必要と認める事項の審議を行い、町長に意見を具申または報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札および契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の職務等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議という。」）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 第2条第1号および第2号に掲げる事務に係る会議は、原則として6か月に1回開催する。
- 4 第2条第3号および第4号に掲げる事務に係る会議は、必要に応じて開催する。
- 5 会議の議事概要は、これを公表する。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席または関係資料の提出を求めることができる。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、第2条第2号の規定による抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員に委任することができる。

(再苦情の処理期限)

第8条 委員会は、第2条第3号に規定する事項に係る町長への報告については、再苦情の申立てのあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己または3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その審議に加わることはできない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、交付の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定に関わらず、第1回の会議は、町長が招集する。